

2026 年 9 月 3 日

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

建設コンサルタント登録の停止について

本日、当社は、国土交通省中部地方整備局長より、建設コンサルタント登録規程第 12 条第 1 項の規定に基づく登録停止措置を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

皆様にご迷惑とご心配をおかけすることになりましたこととお詫び申し上げます。今後はより一層、法令遵守の徹底に取り組み、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

記

1. 登録番号

建 0 4 - 6 1 2 8

2. 登録の停止期間

令和 8 年 9 月 1 8 日から令和 8 年 1 0 月 1 7 日まで（3 0 日間）

3. 停止する登録部門

河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、鉄道部門、下水道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

4. 停止理由

当社外 4 社（以下「5 社」という。）及び東海旅客鉄道株式会社（以下「J R 東海」という。）は、遅くとも令和 3 年 2 月 1 9 日以降、特定跨線橋点検等業務について J R 東海が提供する点検リストをもとに、5 社の中から受注予定者を決め、受注できるように協力する旨の合意を交わしていた。

これにより 5 社及び J R 東海は、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、公正取引委員会により認定された。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日、公正取引委員会により私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われ、その後それぞれの命令が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第 1 1 条第 2 号に規定する不正又は不誠実な行為に該当することから、建設コンサルタント登録規程第 1 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき登録の停止を行うものである。

以 上